

立川市訪問型サービス(家事支援)サービスコード表(給付制限) 【令和8年6月1日から】

訪問型サービス(家事支援)指定事業者が給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位	
A3 1501	訪問型サービスⅠ/2(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 1,094 単位	70%	1,094	1月につき	
A3 1502			80%			
A3 1503			70%			
A3 1504			80%			
A3 1505	訪問型サービスⅠ/2日割(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 36 単位	70%	36	1日につき	
A3 1506			80%			
A3 1507			70%			
A3 1508			80%			
A3 1511	訪問型サービスⅡ/2(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 2,185 単位	70%	2,185	1月につき	
A3 1512			80%			
A3 1513			70%			
A3 1514			80%			
A3 1515	訪問型サービスⅡ/2日割(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 72 単位	70%	72	1日につき	
A3 1516			80%			
A3 1517			70%			
A3 1518			80%			
A3 1521	訪問型サービスⅢ/2(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 3,466 単位	70%	3,466	1月につき	
A3 1522			80%			
A3 1523			70%			
A3 1524			80%			
A3 1525	訪問型サービスⅢ/2日割(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 114 単位	70%	114	1日につき	
A3 1526			80%			
A3 1527			70%			
A3 1528			80%			
A3 1601	訪問型サービス初回加算/2(制限)	ハ 初回加算	70%	200	1月につき	
A3 1602	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2(制限)	ニ 生活機能向上連携加算	60%	100	1月につき	
A3 1603			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			70%
A3 1604			100 単位加算			80%
A3 1605			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			70%
A3 1606	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2(制限)	ホ 口産連携強化加算	60%	200	1月につき	
A3 1607			200 単位加算			70%
A3 1608			50 単位加算			80%

サービスコード表にない処遇改善、減算に関わるサービスコードについては事前にご相談ください。

介護職員等処遇改善加算Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱイ・Ⅱロ・Ⅲ・Ⅳ

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入します。

※介護職員等処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目となります。また、A2とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合に異ならず70%(1・2割負担)又は80%(3割負担)となります。